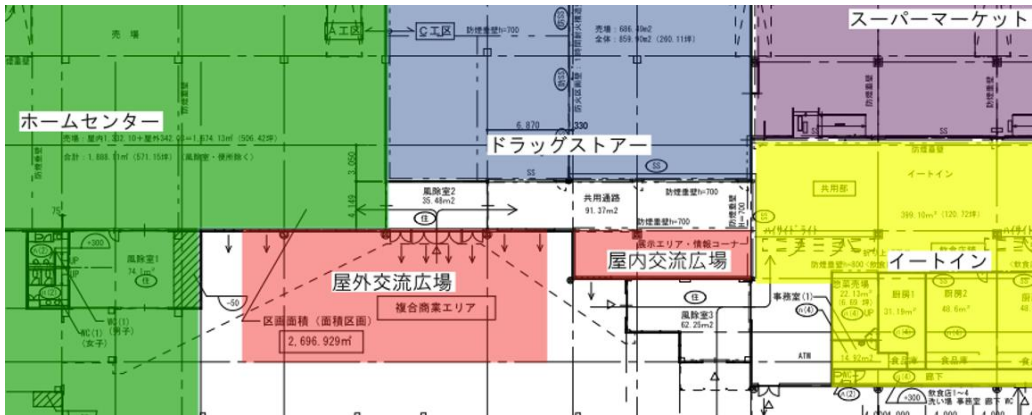


【さくらモールとみおか交流広場の使用に関して】

1. 交流広場について

交流広場については以下のとおり定める。

①屋内交流広場（展示エリア・情報コーナー）②屋外交流広場（風除室2外側）



2. 施設使用に係る詳細事項

- ・飲食物を提供する場合、所管の保健所（相双保健所）の許可を受け、申請時に許可証の写しを添付すること
- ・富岡町暴力団排除条例第5条の規定に反しないこと
- ・利用者が設置した備品に関しては利用者の責任のもと管理すること
- ・屋内での調理は不可。
- ・屋外で火器を使用する場合は使用者の責任で所管消防署の許可を受け、申請時に許可証の写しを添付すること。
- ・申請は3カ月後の月末まで可能とする。それ以降の申請は受付ない。
- ・当該施設を利用する際に申請者が持ち込みした備品等は、許可日以内に撤去すること。ただし、連続した複数日の使用許可を受けた場合はその限りではない
- ・宗教活動に関することは認めない

<参考>

（条例施行規則第10条）

第10条 使用者は、複合商業施設の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設を使用しないこと。
- (2) 入館者の安全確保の措置を講ずること。
- (3) 使用許可を受けた施設の使用を終えたときは、速やかに備品設備等を所定の場所に整頓し、指定管理者の点検を受けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、複合商業施設の管理上、支障があると認められる行為をしないこと。

3. 減免の規定

- ・屋内交流広場は月に5日間、屋外交流広場は月に2日間まで減免申請の対象とする。減免の金額としては、下記のとおりとする。なお、規定を超えて申請する場合は減免の対象とならない。

減免前の交流広場の使用料

使用目的	基本料金(1時間につき)	
	昼間	夜間
	8:00～17:00	17:00～20:00
営利目的以外	800 円	1,200 円
営利目的	2,400 円	3,600 円

	減免後の金額	
区分	営利目的	営利目的以外
屋内	1 日当たり 1,000 円 (月 5 日間まで)	0 円
屋外	1 日当たり 1,000 円 (月 2 日間まで)	0 円

※ただし、町長が特別に認める場合は、有償であっても減免することができる。

<参考>

減免の規定（富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例施行規則抜粋）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときには、それぞれ当該各号に定めるところにより、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 条例第3条第1項第1号の入居者に限り、平成29年3月30日から起算し、3年間全額
 - (2) 前号の期間経過以降は、帰還の状況及び出店者の経営状況により、町長が判断する額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が認める場合、使用方法及び内容に応じて町長が判断する額
- 2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、複合商業施設使用料減免申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請を承認したときは、複合商業施設使用料減免決定通知書(様式第8号)を交付するものとする。